



三重県公報

平成29年8月4日（金）

第 2926 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
546	三重県情報公開条例第31条第1項の知事が別に定めるものの一部を改正する告示	(情 報 公 開 課)	2
547	同件	(同)	2
548	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの事業廃止の届出	(障 が い 福 祉 課)	2
549	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農 産 物 安 全 ・ 流 通 課)	2
550	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(同)	3
551	保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	4
選 管 告 示			
66	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(選 挙 管 理 委 員 会)	4
67	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	5
68	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定及び指定の取消しの届出	(同)	5
69	政治団体の平成27年中の収支に関する報告書の要旨の公表	(同)	5
公 告			
	農用地利用配分計画の認可の申請があった旨及びその縦覧 公共測量を実施する旨の通知	(担 い 手 支 援 課) (公 共 用 地 課)	6 6

告 示

三重県告示第 546 号

三重県情報公開条例第 31 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「公益財団法人三重県動物愛護管理センター」を「公益財団法人三重県動物管理事務所」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

三重県告示第 547 号

三重県情報公開条例第 31 条第 1 項の知事が別に定めるもの（平成 14 年三重県告示第 181 号）の一部を次のように改正します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表中「三重県漁業信用基金協会」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成 29 年 4 月 3 日から適用する。

三重県告示第 548 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
2410501783	株式会社ヤマギワ	松阪市塚本町 123 スタジオアイル 103 号	ヘルパーステーションヤマギワ	松阪市塚本町 123 スタジオアイル 103 号	同行援護	平成 29 年 7 月 31 日
2410700088	三重県健康福祉生活協同組合	松阪市春日町 2 丁目 88 番地 2	三重県健康福祉生活協同組合ひだまり	松阪市塚本町 3-1	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 7 月 31 日
2413110061	株式会社ひまわり介護サービス	南牟婁郡御浜町阿田和 4227 番地	株式会社ひまわり介護サービス	南牟婁郡御浜町阿田和 4227 番地	居宅介護 重度訪問介護	平成 29 年 7 月 31 日

三重県告示第 549 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 加藤 宏	度会郡度会町大野木 1858 番地

3 変更内容

農産物検査員の住所変更

氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
永井 皓太	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2322059

三重県告示第 550 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下、「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 8 月 12 日 第 15 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
伊勢農業協同組合	代表理事組合長 加藤 宏	度会郡度会町大野木 1858 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば）

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
河北 浩典	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2413134
井上 周三	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2413135
堀畑 元	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414136
藤原 彰	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2414137
奥野 正人	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2415138
東 吉一	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2416139
坂口 和弘	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417140
出口 信幸	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417141
中田 宗伯	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417142
中野 嘉和	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2417143
澤山 和人	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2419144
西堀 拓弥	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2420145
櫻谷 勝好	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421146
奥野 智也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2421147
伊藤 幹夫	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422148
永井 皓太	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2422149
山本 良昭	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423150
北川 貴文	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2423151
谷口 彰	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆、そば	K2424152
溝口 公二	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425153
谷口 斉	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2425154
丹生 健太郎	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426155
谷口 達彦	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2426156
西堀 直弥	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427009
長谷川 峻也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2427010
奥野 真也	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429057

尾寄 誠	■■■■■■■■■■	もみ、玄米、小麦、大麦、はだか麦、大豆	K2429058
------	------------	---------------------	----------

7 登録の更新日
平成 29 年 7 月 25 日

三重県告示第 551 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知がありましたので、同法第 33 条の 3 の規定において準用する同法第 30 条の規定により告示します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
松阪市（国有林。次の図に示す部分に限る）、松阪市・多気郡多気町・多気郡大台町（以上 1 市 2 町について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松阪市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課、松阪市役所、多気町役場及び大台町役場に備え置いて縦覧に供します。）

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 66 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

- 1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	沖 和 哉	沖 和 哉	松阪市阿形町 200-31	平成 29 年 5 月 1 日	
- 2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
桑名医師連盟	青 木 大 五	代表者	青 木 大 五	東 俊 策	平成 29 年 6 月 28 日	

鈴鹿亀山薬剤師連 盟	藤本修嗣	会計責 任者	上荷裕広	上荷匡洋	平成 29 年 6 月 23 日
「住みよいいな べ市をつくる会」	安田喜正	代表者	安田喜正	樋口平和	平成 29 年 6 月 23 日
日本行政書士政治 連盟三重県支部	若林三知	代表者	若林三知	田中良典	平成 29 年 5 月 26 日
		会計責 任者	藤波高幸	仲西秀子	
山田としお三重県 後援会	谷口俊二	代表者	谷口俊二	奥野長衛	平成 29 年 6 月 30 日

三重県選挙管理委員会告示第 67 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 8 月 4 日

	三重県選挙管理委員会委員長 高木久代		
政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	沖和哉	平成 29 年 4 月 28 日	

三重県選挙管理委員会告示第 68 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出及び同条第 3 項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 29 年 8 月 4 日

	三重県選挙管理委員会委員長 高木久代			
1 資金管理団体の指定				
資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
沖和哉	市議会議員	沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	松阪市阿形町 200-31	平成 29 年 5 月 1 日
2 資金管理団体の指定の取消し				
資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日		
沖和哉	沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会	平成 29 年 4 月 28 日		

三重県選挙管理委員会告示第 69 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の平成 27 年中の収支に関する報告書の要旨を、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成 29 年 8 月 4 日

	三重県選挙管理委員会委員長 高木久代		
沖和哉と松阪を笑顔でいっぱいにする会			
資金管理団体の届出をした者の氏名	沖和哉		
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議会議員		
報告年月日	平成 29 年 4 月 28 日		
1 収入総額	0 円		
2 支出総額	0 円		
元坂正人後援会			

報告年月日

平成 29 年 3 月 28 日

1 収入総額

0 円

2 支出総額

0 円

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可申請がありましたので、同条第 3 項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供します。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
堀田 敏生	桑名市下深谷部 2220	桑名市大字下深谷部字岡越 5437
黒田 清和	三重郡菰野町小島 81	四日市市西村町天王 4808 ほか 3 筆
須藤 吉弘	四日市市楠町小倉 387-1	四日市市楠町小倉新割 2127
波田 一政	四日市市楠町小倉 693	四日市市楠町小倉永田 1030-1 ほか 2 筆
坂倉 次雄	四日市市楠町小倉 679	四日市市楠町小倉永田 1015-1 ほか 1 筆
伊藤 元	四日市市楠町北五味塚 1734-1	四日市市楠町北五味塚蟹 1921-5
佐藤 敏行	四日市市河原田町 2384	四日市市河原田町芦水 1914-2
赤尾 和博	四日市市河原田町 2236	四日市市河原田町芦水 1874
河合 正一	四日市市河原田町 2229	四日市市河原田町芦水 1879
高木 基博	四日市市下海老町 714	四日市市下海老町 4445-1 ほか 2 筆
徳丸 昇	四日市市野田二丁目 17-3	四日市市野田二丁目 458-1 ほか 1 筆
齋藤 悟	四日市市市場町 1276-3	四日市市市場町馬溝 3429 ほか 5 筆
諸岡 渉	三重郡菰野町田光 967	三重郡菰野町大字田光字貝蔵 4330 ほか 2 筆
株式会社 林営農センター	津市殿村 727	津市殿村木ノ坪 1618 ほか 1 筆
田中 陽介	津市白山町二本木 3549-2	津市白山町二本木柏原 4743
中村 高之	津市白山町二本木 3507-6	津市白山町二本木八反 5011
株式会社 小林農産	多気郡明和町金剛坂 690	伊勢市粟野町池ノ向 864 ほか 25 筆
西岡 孝明	伊勢市粟野町 1044 番地	伊勢市粟野町天田 1444
瀬古 博文	南牟婁郡御浜町下市木 4048-3	南牟婁郡御浜町上市木雲作 3323
財賀 和孝	南牟婁郡御浜町下市木 4312-3	南牟婁郡御浜町志原西ノ谷 2384 ほか 10 筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

三重県農林水産部担い手支援課

(2) 縦覧期間

平成 29 年 8 月 4 日から同月 17 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県知事から通知がありました。

平成 29 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（一級水準測量）
- 2 作業期間
平成 29 年 7 月 25 日から平成 30 年 3 月 12 日まで
- 3 作業地域
四日市市、桑名市、桑名郡木曾岬町、三重郡朝日町及び同郡川越町

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
